

平成22年度愛知ナノテクものづくり成果活用 促進事業について

【技術開発推進事業】

知的クラスター創成事業の成果(技術シーズ)から具体的な製品化・実用化のターゲットを定め、事業化に必要な要素技術(応用技術、設計・製造技術等)を中心とした技術開発を、愛知県内の中堅・中小企業が主体となり知的クラスター創成事業参画研究者(大学等)との効果的な連携によって共同実施する技術開発を対象。

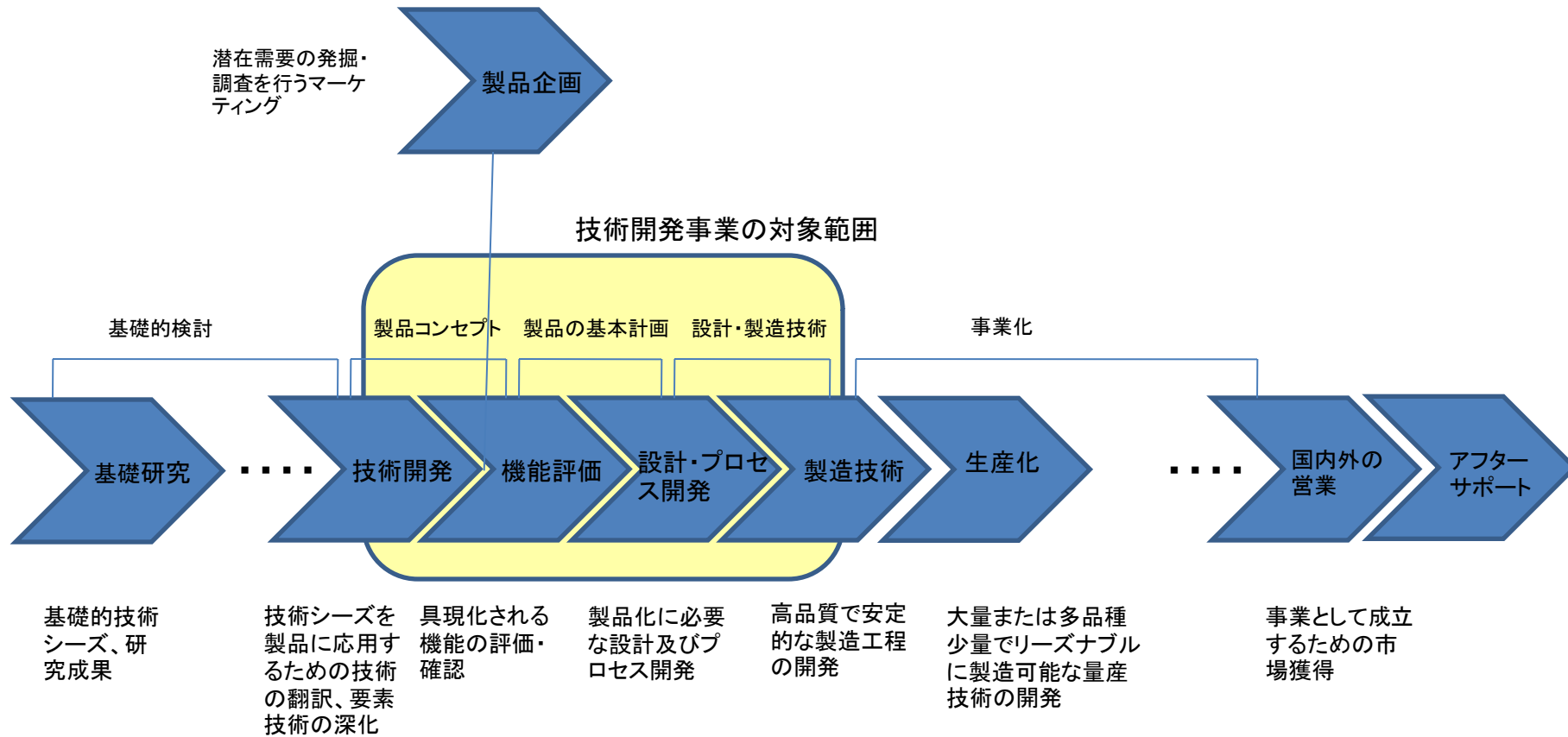
提案資格:技術開発チーム(代表機関は愛知県内の中堅・中小企業)

【技術開発推進支援事業】

知的クラスター創成事業の成果(技術シーズ)の円滑かつ効果的な移転を促進するため県内公設試験研究機関等に対し必要となるナノテクに対応する機器の導入などの体制整備や、それを活用した地域企業に対する技術・成果の普及のための研究、技術相談・指導などの活動を対象。

提案者:愛知県内の公設試験研究機関等

【技術開発事業の位置付け】



- (1) 直接人件費(新規雇用で研究専属従事者 技術開発推進事業のみ)
- (2) 機器・設備費(20万円以上/件、パソコン等は除く)
- (3) 業務実施費
 - ・消耗品費(事業の遂行に必要な物品(原材料、部品等)、書籍など)
 - ・旅費(国内旅費に限る)
 - ・外注費(加工・分析・解析など事業の遂行に必要とみなされるもの。)
(委託費総額の1/4以内)
 - ・レンタル・リース代(事業の遂行に必要な機械装置を対象)
 - ・謝金(事業の遂行に必要な外部指導等を受け入れる場合の謝金)
など
- (4) その他の経費
 - ・特許関係費(事業の遂行に必要な先行技術・特許等の調査費)
 - ・市場調査費(研究開発に必要な市場ニーズ等の調査費 研究開発推進事業のみ)
 - ・消費税相当額

※注1 技術開発チームでは、県内中堅・中小企業の経費合計額が委託費経費の2/3未満の計画は対象外。

※注2 第Ⅱ期知的クラスター創成事業に参画する大学等の研究室の経費は、研究開発内容が国費事業の研究内容と差別化できる場合において必要な範囲で認める。

※注3 委託金額の内訳については、(1)から(3)の直接研究に要する費目の合計額が委託金額の1/2未満となる計画は対象外。

※注4 委託費は精算払い。(原則)

※注5 機器・設備の所有権は科学技術交流財団に帰属。

委託期間： 2年以内

実施規模（上限）： 1年目1,000万円、2年目750万円

採択予定件数： 7件程度

公募期間： 平成22年4月21(水)～平成22年5月19日(水)午後5時必着

提出物および提出方法：

- ・提案書 紙ベース 正1部、副1部、
電子媒体 CD-R(Word-Excel版)

**提出先：財団法人科学技術交流財団
東海広域知的クラスター創成事業本部**